

予算特別委員会資料

令和3年度予算説明書

健康局

目 次

1	令和3年度 健康局予算の概要	1
2	一般会計	
	(1) 歳入歳出予算一覧	9
	(2) 歳入予算の説明	11
	(3) 歳出予算の説明	15
	(4) 債務負担行為	23
3	特別会計	
	〔1〕介護保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	24
	(2) 歳入予算の説明	26
	(3) 歳出予算の説明	27
4	議案	
	第13号議案 公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可の件	28
	第20号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件	30

1 令和3年度 健康局予算の概要

令和3年度 健康局予算の概要

(◎は新規施策, ○は拡充施策を示しています。)

市民の生命・健康と安全を守るため、令和3年度は、

- ①「新型コロナウイルス感染症対策」として、市民へのワクチン接種をはじめとする「感染拡大防止」と「医療提供体制の確保」に引き続き取り組みます。
- ②誰もが健康になれるまち「健康創造都市K O B E」を目指し、健康寿命の延伸、健康格差の縮小、市民の健康づくりの取り組みを進めるとともに、地域医療の確保、くらしの安全を守る施策などを展開します。

【新型コロナウイルス感染症対策】 (数値は令和3年1月末現在)

1. 感染拡大の防止 [8,765,832 千円]

○ (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種

神戸市・神戸市医師会・神戸市民間病院協会・神戸市薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を設置し、公的病院の協力も得ながら、高齢者をはじめとする一般市民向けワクチン接種について連携して取り組み、迅速に接種を実施します。

(2) 相談体制

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口として、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」を引き続き運営します。

コロナ禍における生活様式等の変化から生まれる精神的負担に対し、各区保健センター、精神保健福祉センターにおいてこころの相談を実施するほか、医療従事者等に特化した電話相談窓口を運営します。

また、自殺対策として「自殺予防とこころの健康電話相談」の体制を強化します。

(3) 検査体制

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合に、適切にPCR検査等を実施し、迅速な治療と感染の拡大防止をはかります。(市内一日あたり最大682検体)

重症化予防及びクラスターの未然防止をはかるため、以下の積極的検査を実施します。

- ①特別養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム・障害者・児入所施設の直接処遇職員に対する検査
- ②陽性患者が発生した高齢者・障害者入所施設における、入所者・直接処遇職員全員に対する検査
- ③陽性患者が発生した学校園
- ④酒類を提供する飲食店

(4) 市民への広報、風評被害対策等

感染防止対策のさらなる徹底を動画やSNSを活用して、市民への呼びかけを行うとともに、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別・偏見を防止するため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識と、新型コロナウイルス感染症に関わる人々を支援する広報啓発を行います。

2. 医療提供体制の確保 [3,811,617 千円]

(1) 外来医療体制

発熱・せき等の症状があった場合に、診療・検査が可能なかかりつけ医などの地域の身近な医療機関を確保しています。(市内 235 か所)

(2) 入院医療体制

① 2月8日現在、市内では感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携のもと、重症病床 41 床を含め合計で 211 床確保しています。

② 入院の優先度の高い患者への対応を強化し、重症化リスクの高い方への入院調整に注力するため、宿泊療養施設の入所よりも自宅での療養が適切な患者に対し、自宅療養を実施します。なお、パルスオキシメーター（指先に装着して血中の酸素飽和濃度を測定する機器）の貸し出しを行うなど、必要な健康管理を実施します。

(3) 宿泊療養施設の運営

医師が入院の必要はないと判断した軽症者・無症状者を受け入れる宿泊療養施設（市内 3 か所 298 室）を運営します。

(4) 医療機関支援

新型コロナウイルス感染症に対応する市内医療機関を支援するため、患者の入院受入れ・検体採取を行う医療機関への助成のほか、「こうべ病院安心サポートプラン」による院内感染防止にかかる助成や、遠隔 I C U システムによる診療サポートを実施します。

また、市内の新型コロナウイルス感染症入院患者の中でも特に重症・中等症患者を多数受入れる市民病院が、引き続き本市の感染症対応の中核的医療機関としての役割を果たせるよう、中央市民病院における重症患者用臨時病棟の運営、集中治療対応を行う看護師の確保・育成、および重症・中等症患者の受入れに対する支援を行います。

【健康創造都市KOBЕの推進】

1. ICTを活用した健康創造都市KOBЕの推進

(1) MY CONDITION KOBЕの活用 [46,577 千円]

個人の健康関連データを経年的に管理し、ICTを活用した保健指導を受けることができる市民PHRシステム「MY CONDITION KOBЕ」や新たなヘルスケア情報基盤を活用し、学術機関等と協働した実証事業や解析・研究を積極的に推進するとともに、市民への効果的なフィードバックを行うことにより、ヘルスケア分野におけるスマートシティを目指します。

(2) データを活用した高齢者の医療・介護予防の実施 [83,905 千円]

医療・介護レセプト等から抽出したデータの活用により、糖尿病性腎症や低栄養などのハイリスク者の抽出や地域の健康課題の明確化を行い、保健師や管理栄養士が個別の訪問指導や、つどいの場における健康教育・相談等を実施することで、より効果的にフレイル予防や疾病予防に取り組みます。

2. がん対策の推進

(1) がん検診 [1,083,210 千円]

40歳総合健診受診券や、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン券配布等の受診勧奨に加え、特定健診とがん検診が同日に受診可能なセット健診を実施するなど、市民の利便性向上により、がん検診の受診率向上をはかります。

◎ (2) がん患者の治療と社会参加等の両立支援 [14,458 千円]

① アピアランスケア支援

がん患者の療養生活の質（QOL）の向上及び経済的負担の軽減と社会復帰を支援するため、抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響により、脱毛・乳房摘出となったがん患者に対し、ウィッグ・人工乳房等の整容にかかる用具の購入経費の一部を助成します。

② AYA世代への支援

AYA世代（思春期・若年成人）のがん患者が、将来の妊娠の可能性を残せるよう、妊よう性温存治療に要した費用の一部を助成します。

③ 骨髄等移植の推進

骨髄ドナー登録者の増加及び骨髄等移植の推進をはかるため、骨髄等を提供しやすい環境整備や経済的負担の軽減等を目的とした助成制度を創設します。

④ 仕事の継続支援

「神戸市がん対策推進条例（令和2年1月改正）」の趣旨を踏まえ、がん患者の治療や不安・精神的苦痛に対する相談や就労支援相談を担う「がん相談支援センター」の周知を積極的に行うとともに、企業向けの就労支援講演会を実施し、がん患者の現状や課題について情報提供を行います。

3. 難病対策 [3,176,505 千円]

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する 333 疾病について医療費を助成するほか、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援などを行う拠点施設として「難病相談支援センター」を運営します。

また、災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

4. 歯と口腔の健康づくり対策

(1) 歯周疾患対策 [45,925 千円]

歯の喪失の主な原因である歯周病などを早期発見することを目的に、満 40 歳・50 歳・60 歳の方を対象とした歯周病検診及び、妊婦と 75 歳の方を対象とした歯科健診を実施します。

(2) オーラルフレイル対策 [6,014 千円]

65 歳の市民を対象に、地域の歯科医院において、オーラルフレイルチェックを受けることができるよう、体制整備を進めていきます。

(3) フッ化物洗口・塗布の実施 [2,896 千円]

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物洗口・塗布を、外部人材を活用しながら、小学校のモデルそれぞれ 2 校において実施します。また、1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

5. 食育・食物アレルギー対策の推進 [13,939 千円]

市内大学・スーパー等と連携した「KOBE 野菜を食べようキャンペーン」の実施や、後期高齢者を対象とした低栄養予防支援、また特にコロナ禍において、食生活の悪化が懸念される大学生やひとり親世帯を対象としたレシピ動画の配信等により、ライフステージに応じた食育を推進します。

さらに、食物アレルギーのある市民が気軽に安心して市内飲食店を利用できるよう、アレルギー対応や表示に向けた取り組みを支援し、効果的な啓発を行うなど、アレルギー疾患を有する市民の生活の質の向上をはかります。

○6. 精神保健対策 [88,362 千円]

(1) 実地指導の強化

市内精神科病院に対する実地指導を強化し、精神科病院における暴力・虐待事案の防止をはかります。また、精神保健福祉専門分科会において、学識経験者等の専門的な見地から実地指導の状況について検証するなど、実地指導のさらなる改善に努めます。

(2) 精神障害者の地域移行・地域定着の推進

退院可能な精神障害者が、地域での生活に円滑に移行できるよう、ピアサポーターの養成及び精神科病院での支援活動等により、地域移行・地域定着の取り組みを推進します。また、措置入院等の精神障害者が、必要な医療・介護・福祉等の支援を途切れさせることなく地域で暮らせるよう、継続支援チームによる支援を行います。

(3) 相談体制の強化 【一部再掲】

各区保健センターにおける保健師等による支援や、精神保健福祉センターにおける「自殺予防とこころの健康相談」を体制強化し、様々な心の相談に対応します。

兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」における専門相談や支援者の養成等により、依存症患者及びその家族等に対する包括的な支援を行います。

○7. 看護大学の運営・地域への貢献 [950,956 千円]

保健・医療・福祉の教育研究拠点として、看護人材の育成や、質の高い教育研究活動に取り組むとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開します。

また、新型コロナウイルス感染症に伴うフレイルや認知症、精神疾患などの健康問題の増加に対し、ICTを活用した慢性疾患患者の重症化予防などの市民に対する先行的な予防策や、事業者等への支援策を展開し、新たな政策につなげます。

○8. 保健所の体制強化 [一 千円]

新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする感染症業務や児童・高齢者の虐待対応等、高まる保健福祉ニーズに的確に対応するため、保健所の保健師を増員するとともに、各区保健センター全保健師にタブレットを配布し、ICTを活用することで、保健師業務のさらなる効率化をはかります。

また、健康科学研究所（旧・環境保健研究所）の健康科学研究職を増員し、検査・研究体制の強化をはかります。

○9. 感染症神戸モデルの体制強化 [5,684 千円]

感染症の早期発見のために、地域全体で感染症に関する対応力の向上をはかる感染症神戸モデル（感染症早期探知地域連携システム）をさらに推進するため、各区保健センターの体制を強化します。

【地域医療の確保】

1. 地域医療の確保

(1) 救急医療体制の整備 [891,410 千円]

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期（一次）から三次までの救急医療体制を確保しています。

軽症患者に対応する急病診療所については、現在の3か所に加え、新たに北区でも開設し、市民の利便性の向上をはかり、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

◎ (2) 北神地域急性期医療の確保 [120,000 千円]

北神地域の急性期医療・救急医療を確保する観点から、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援制度を創設します。

また、北神地域の急性期医療を将来にわたって確保するための方策を検討するため、済生会兵庫県病院と三田市民病院との再編統合も視野に入れた「(仮)北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」を三田市と共同で設置します。

(3) 西市民病院の中長期的ビジョンの検討 [10,000 千円]

市街地西部（兵庫区・長田区・須磨区本区）の中核病院として求められる役割・機能等、西市民病院の今後のあり方について、令和2年度に引き続き「西市民病院のあり方検討に係る有識者会議」での意見等を踏まえ検討を進めます。

2. 市民病院の運営 [7,934,716 千円]

地域医療機関との連携・役割分担のもと、救急医療や高度・専門医療等の政策的医療を担い、質の高い医療を安定的に提供することで市民の生命と健康を守る役割を果たすとともに、いち早く市民に最新の医療を提供できるよう、神戸医療産業都市の中核機関である中央市民病院の臨床研究推進センターを中心に、治験・臨床研究のさらなる推進をはかります。

【くらしの安全を守る】

1. 斎場・墓園の再整備 [57,000 千円]

老朽化した西神斎場の火葬炉を更新するとともに、鴨越合葬墓の合葬施設を拡張することで、増え続ける火葬需要や、墓に対する市民ニーズの多様化に対応します。

また、火葬業務・墓園管理業務について、西神斎場および西神墓園に民間活力を導入することで、業務の効率化をはかります。

○2. こうべ動物共生センターの開設 [25,672 千円]

犬猫の引取数や殺処分数のさらなる低減に向けた、譲渡などの動物愛護事業の充実のため、老朽化・狭隘化している現・動物管理センターから愛護機能を分離し、しあわせの村内に動物愛護拠点「こうべ動物共生センター」を開設し、譲渡会やアニマルセラピーを実施します。

◎3. 衛生監視事務所の業務効率化及び再編 [47,897 千円]

食品衛生・環境衛生等の衛生監視業務について、電子申請システムや窓口での手数料収納事務のキャッシュレス決済等 I C T 技術を積極的に導入し効率化をはかり、衛生監視事務所を 5 か所から 2 か所に再編します。

【子育てしやすい環境の整備】

1. 予防接種の実施 [305,345 千円]

子育て世代の経済的負担軽減のため、任意予防接種である小児のインフルエンザワクチン（1～13歳未満）、おたふくかぜワクチン（1～3歳未満）の接種費用を一部助成します。また、小児がん治療などのため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成します。

また、子宮頸がん（HPV）ワクチンの有効性やリスクを理解したうえで接種の判断ができるよう、定期接種対象者である小学6年生から高校1年生相当の女子に対し、リーフレットを個別に送付します。

○2. 子育て世帯の銭湯利用促進 [19,400 千円]

銭湯を中心とした地域での子育て支援のため、大人と子どもで銭湯を利用した場合の入浴料を、子どもは無料、子ども1人につき大人1人を半額にするとともに、利用者等の利便性向上のため、助成券の電子化を行います。

3. AYA世代のがん患者支援 [1,498 千円] 【再掲】

AYA世代（思春期・若年成人）のがん患者が、将来の妊娠の可能性を残せるよう、妊よう性温存治療に要した費用の一部を助成します。

4. フッ化物洗口・塗布の実施 [2,896 千円] 【再掲】

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物洗口・塗布を、外部人材を活用しながら、小学校のモデル2校において実施します。また、1歳6か月児及び3歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

2 一 般 会 計

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金額	備考
17	使用料及手数料	1,499,013	
	1 使用料	1,087,710	
	2 手数料	411,303	
18	国庫支出金	10,591,404	
	1 負担金	10,198,598	
	2 補助金	369,990	
	3 委託金	22,816	
19	県支出金	1,665,725	
	2 補助金	1,653,586	
	3 委託金	12,139	
20	財産収入	13,594	
	1 財産運用収入	13,594	
21	寄附金	26,535	
	1 寄附金	26,535	
22	繰入金	454,219	
	2 基金繰入金	454,219	
24	諸収入	4,361,658	
	1 納付金	606,122	
	4 受託事業収入	8	
	5 貸付金元利収入	3,519,067	
	7 雑入	236,461	
25	市債	2,579,000	
	1 市債	2,579,000	
歳入合計		21,191,148	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金額	備考
5	衛生費	37,825,993	
	1 衛生総務費	14,604,611	
	2 公衆衛生費	21,554,222	
	3 環境衛生費	1,667,160	
13	教育費	950,956	
	9 看護大学費	950,956	
15	諸支出金	300,000	
	2 過年度支出	300,000	
歳出合計		39,076,949	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	1,499,013	1,564,803	△65,790	
1 使用料	1,087,710	1,230,818	△143,108	
4 衛生使用料	1,087,710	1,230,818	△143,108	
1 斎場	213,268	233,238	△19,970	鴨越斎場等
2 当初墓地	425,111	526,593	△101,482	鴨越墓園等
3 年間墓地	403,765	425,098	△21,333	鴨越墓園等
4 保健所	26,906	27,106	△200	建物使用料等
5 健康づくりセンター	18,109	18,232	△123	建物使用料
6 神戸こども初期 急病センター	551	551	-	建物使用料等
2 手数料	411,303	333,985	77,318	
1 証紙収入	10,543	10,000	543	
1 証紙収入	10,543	10,000	543	
4 衛生手数料	400,760	323,985	76,775	
1 健康科学研究所	149,742	64,362	85,380	検査料
2 営業指導	4,944	5,272	△328	営業許可等
3 食品衛生	76,554	85,887	△9,333	営業許可
4 食肉検査	11,830	12,037	△207	検査料
5 動物登録	47,431	46,380	1,051	登録料等
6 保健所	107,858	107,858	-	検診料等
7 衛生諸証明	296	271	25	文書料等
8 こうべ市 歯科センター	7	7	-	文書料等
9 墓園承継・ 埋葬証明	2,098	1,532	566	文書料等
10 斎場火葬証明	-	379	△379	文書料等
18 国庫支出金	10,591,404	2,177,368	8,414,036	
1 負担金	10,198,598	1,861,051	8,337,547	
1 民生費負担金	-	17,564	△17,564	
10 精神医療費負担金	-	17,564	△17,564	
2 衛生費負担金	10,198,598	1,843,487	8,355,111	
2 疾病予防費負担金	8,596,106	111,867	8,484,239	

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明										
			3	保	健	事	業	費	負	担	金	1,560,154	1,682,980	△122,826									
			4	結	核	医	療	費	負	担	金	42,338	48,640	△6,302									
	2	補	助	金								369,990	292,637	77,353									
		2	民	生	費	補	助					88,506	38,062	50,444									
			1	生	活	困	窮	者	自	立	支	援	法	補	助	金	238	218	20				
			2	生	活	保	護	費	補	助		12,110	12,604	△494									
			5	障	害	者	福	祉	費	補	助	2,580	1,763	817									
			6	精	神	保	健	費	補	助		73,578	23,477	50,101									
		3	衛	生	費	補	助					281,384	254,575	26,809									
			1	保	健	衛	生	費	補	助		-	79,655	△79,655									
			2	疾	病	予	防	費	補	助		261,055	154,291	106,764									
			3	地	域	保	健	医	療	推	進	費	補	助		1,412	1,412	-					
			4	結	核	医	療	費	補	助		3,571	4,155	△584									
			5	保	健	衛	生	施	設	整	備	費	補	助		2,164	3,517	△1,353					
			6	環	境	保	健	費	補	助		13,182	11,545	1,637									
		6	農	政	費	補	助					100	-	100									
			1	流	通	対	策	費	補	助		100	-	100									
		3	委	託	金							22,816	23,680	△864									
			3	其	他	委	託	金				22,816	23,680	△864									
			2	国	民	栄	養	調	査	委	託	金	4,142	3,630	512								
			3	環	境	保	健	サ	ー	ベ	イ	ラ	ン	ス	事	業	委	託	金	76	76	-	
			4	公	害	対	策	委	託	金		18,598	19,974	△1,376									
	19	県	支	出	金							1,665,725	100,470	1,565,255									
		2	補	助	金							1,653,586	86,429	1,567,157									
			3	民	生	費	補	助				24,856	12,559	12,297									
			6	障	害	者	福	祉	費	補	助	1,290	881	409									
			7	精	神	保	健	費	補	助		23,566	11,678	11,888									
		4	衛	生	費	補	助					1,628,730	73,870	1,554,860									
			1	休	日	夜	間	救	急	対	策	費	補	助		13,373	13,355	18					
			2	予	防	接	種	費	補	助		51,912	53,803	△1,891									

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明		
			3	保	健	衛	生	費	補	助	237,139	6,712	230,427		
			4	新	型	コ	ロ	ナ	ウ	イ	ル	ス	緊	急	
				包	括	支	援	交	付	金	1,326,306	-	1,326,306		
			3	委	託	金					12,139	14,041	△1,902		
			3	衛	生	費	委	託	金		12,139	14,041	△1,902		
			1	衛	生	統	計	委	託	金	11,120	10,961	159		
			2	医	療	提	供	体	制	金	1,019	3,080	△2,061		
				推	進	事	業	委	託	金					
20	財	産	収	入							13,594	13,770	△176		
			1	財	産	運	用	収	入		13,594	13,770	△176		
			1	貸	地	料					10,668	10,578	90		
			3	一	般	土	地				10,668	10,578	90		
			2	貸	家	料					2,926	3,192	△266		
			7	一	般	建	物				2,926	3,192	△266	自動販売機設置料等	
21	寄	附	金								26,535	18,535	8,000		
			1	寄	附	金					26,535	18,535	8,000		
			2	其	他	寄	附				26,535	18,535	8,000		
			13	健	康	局					26,535	18,535	8,000		
22	繰	入	金								454,219	444,198	10,021		
			2	基	金	繰	入	金			454,219	444,198	10,021		
			1	基	金	繰	入	金			454,219	444,198	10,021		
			1	都	市	整	備	等	入		444,198	444,198	-		
				基	金	繰	入	等	入						
			5	市	民	福	祉	振	興	等	入	10,021	-	10,021	
				基	金	繰	入	等	入						
24	諸	収	入								4,361,658	4,284,807	76,851		
			1	納	付	金					606,122	641,359	△35,237		
			3	衛	生	費	納	付	金		606,122	641,359	△35,237		
			1	健	康	被	害	予	防	事	業	7,789	22,504	△14,715	公害健康被害予防事業助成金
			2	健	康	被	害	救	済	費	598,333	618,855	△20,522	健康被害救済措置に係る納付金	
			4	受	託	事	業	収	入		8	7	1		
			2	其	他	受	託	収	入		8	7	1		
			4	石	綿	健	康	被	害		8	7	1		
				救	済	給	付	業	務						
			5	貸	付	金	元	利	収	入	3,519,067	3,380,680	138,387		

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
			3 其他貸付金返還金	3,519,067			3,380,680			138,387			
			4 市民病院機構等 貸付金	3,519,067			3,380,680			138,387			
			7 雑入	236,461			262,761			△26,300			
			5 償還金	2,746			2,774			△28			
			16 狂犬病予防	52			52			-			飼犬の予防注射料等
			17 動物管理センター	20			20			-			光熱水費
			18 斎場	920			927			△7			施設内自販機等の光熱水費等
			19 墓地	1,754			1,775			△21			施設内自販機等の光熱水費等
			9 雑入	233,715			259,987			△26,272			
			8 健康局 (衛生費・教育費)	233,715			259,987			△26,272			
			25 市債	2,579,000			3,334,000			△755,000			
			1 市債	2,579,000			3,334,000			△755,000			
			2 衛生債	2,579,000			3,334,000			△755,000			
			1 神戸市民病院 機構貸付金公債	2,265,000			3,000,000			△735,000			市民病院の整備等にかかる神戸市民病院機構への貸付金の起債承認見込額
			2 保健衛生施設 整備事業公債	314,000			334,000			△20,000			市立墓園等の改修にかかる起債承認見込額
			歳入合計	21,191,148			11,937,951			9,253,197			

(3) 歳出予算の説明（_____は新規事業を示す。）

第5款 衛生費

(項名) 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費	37,825,993	24,965,309	12,860,684	11,957,129	2,579,000	2,835,952	20,453,912	
1 衛 生 総 務 費	14,604,611	13,264,512	1,340,099	57,370	2,294,000	505,684	11,747,557	
1 職 員 費	3,540,826	2,935,962	604,864	38,096	-	21	3,502,709	
2 衛 生 総 務 費	1,618,239	1,658,834	△40,595	19,274	29,000	61,465	1,508,500	
3 市 民 病 院 費	9,445,546	8,669,716	775,830	-	2,265,000	444,198	6,736,348	

1 職員費

健康局所属職員の給料, 職員手当等の経費 3,540,826 千円

2 衛生総務費

1,618,239 千円

地域医療, 救急医療等の医療供給体制の整備及び保健サービスの基盤整備に要する経費

- (1) 救急医療対策 558,251 千円
- (2) 救急安心センターの運営 106,626 千円
- (3) 神戸子ども初期急病センターの運営 268,796 千円
- (4) こうべ市歯科センターの運営 85,909 千円
- (5) 北神地域の医療提供体制確保 120,000 千円
- (6) 西市民病院の中長期的ビジョンの検討 10,000 千円
- (7) 看護師等確保支援対策 34,960 千円
- (8) 訪問看護ステーションの機能強化 6,000 千円
- (9) 市立施設等管理・老朽改修等 154,575 千円
- (10) その他一般事務費等 273,122 千円

3 市民病院費

9,445,546 千円

地方独立行政法人神戸市民病院機構の運営に要する経費

7,934,716 千円

市民病院への新型コロナウイルス感染症対応支援

1,510,830 千円

(項名) 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
2 公 衆 衛 生 費	21,554,222	10,095,131	11,459,091	11,897,595	-	895,204	8,761,423	
2 保 健 予 防 費	15,631,666	3,988,861	11,642,805	10,087,560	-	21,098	5,523,008	
3 地 域 保 健 費	5,922,556	6,106,270	△183,714	1,810,035	-	874,106	3,238,415	

2 保健予防費

15,631,666 千円

感染症予防, 予防接種等に要する経費

(1) 新型コロナウイルス対策に要する経費

11,533,505 千円

- ・ワクチンの接種 7,600,000 千円
- ・相談体制の整備, 風評被害対策 101,832 千円
- ・調査等にかかる事務費 226,588 千円
- ・検査の実施 1,023,498 千円
- ・入院医療費公費負担 280,800 千円
- ・医療提供体制の確保 2,300,787 千円

(2) 感染症対策に要する経費

34,279 千円

(3) 予防接種に要する経費

4,063,882 千円

- ・予防接種 3,990,739 千円
(高齢者インフルエンザ, 高齢者肺炎球菌, 小児インフルエンザ, 小児おたふくかぜ, 妊婦等風しん等)
- ・健康被害救済 73,143 千円

3 地域保健費		5,922,556 千円
地域保健対策の推進等に要する経費及び保健所事業に要する経費		
(1) 生涯を通じた健康づくりに要する経費		183,878 千円
・市民PHRシステムの活用	46,577 千円	
・健康創造都市KOBEの推進	37,212 千円	
・受動喫煙防止対策	2,245 千円	
・食育の推進	13,939 千円	
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	83,905 千円	
(2) 健康増進事業に要する経費		1,203,507 千円
・健康管理・疾病予防	3,191 千円	
・健康教育・相談	10,195 千円	
・健康診査・検診等	1,118,922 千円	
(胃がん検診, 子宮頸がん検診, 肺がん検診, 乳がん検診, 大腸がん検診, 前立腺がん検診, 乳幼児健康診査, 若年者等への健診等)		
<u>・がん患者のアピアランスケア支援</u>	12,960 千円	
・肝炎ウイルス検査等	43,732 千円	
・こうべ健康いきいきサポートシステム	14,507 千円	
(3) 難病施策等に要する経費		3,180,172 千円
・難病医療	3,148,205 千円	
・難病専門相談(難病相談支援センター設置等)	28,300 千円	
・臓器移植等	3,667 千円	
(4) 歯科口腔保健推進に要する経費		81,315 千円
・口腔保健支援センターの運営	3,193 千円	
・訪問歯科診療、口腔ケア事業	10,500 千円	
・口腔がん検診	10,000 千円	
・成人歯科健康診査	45,925 千円	
(歯周病検診, 後期高齢者歯科健診, 妊婦歯科健診)		
<u>・小学校フッ化物利用モデル事業・幼児フッ化物塗布</u>	2,896 千円	
・歯科保健事業等	8,801 千円	
(5) 結核対策に要する経費		174,249 千円
・結核医療費公費負担	60,067 千円	
・結核健診	106,113 千円	
・結核感染防止対策等	8,069 千円	

(6) 環境保健事業に要する経費		642,502 千円
・補償給付	598,582 千円	
・認定給付事務等	25,152 千円	
・アスベスト健康管理支援事業	18,768 千円	
(7) 精神保健対策		177,827 千円
・精神保健医療	61,051 千円	
・精神障害者退院等支援	25,866 千円	
・精神科救急医療体制の整備	45,722 千円	
・災害時等こころの健康支援	750 千円	
・自殺対策	12,502 千円	
・依存症対策	2,414 千円	
・精神保健福祉センターの運営	29,522 千円	
(8) 保健所の専門的・技術的業務の推進に要する経費		191,388 千円
・保健所情報提供事業等	147,896 千円	
・感染症発生動向調査	26,617 千円	
・医務・薬務・献血・薬物等対策	15,989 千円	
・公衆衛生人材育成	677 千円	
・医療安全相談窓口業務	209 千円	
(9) 保健所及び保健センターの管理運営等に要する経費		87,718 千円

(項名) 環境衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
3 環 境 衛 生 費	1,667,160	1,605,666	61,494	2,164	285,000	1,435,064	△55,068	
1 環 境 衛 生 費	545,179	578,265	△33,086	1,414	-	182,756	361,009	
2 健 康 科 学 研 究 所 費	332,205	278,027	54,178	750	70,000	179,701	81,754	
3 斎 園 費	789,776	749,374	40,402	-	215,000	1,072,607	△497,831	

1 環境衛生費

545,179 千円

環境衛生, 食品衛生及び動物衛生に要する経費

(1) 環境衛生に要する経費(公衆浴場法, 旅館業法等)

253,790 千円

- ・公衆浴場, 理・美容所等の営業許可及び指導 2,560 千円
- ・一般公衆浴場の振興 54,400 千円
- ・ふれあい浴場推進事業 1,000 千円
- ・飲料水等の衛生対策 5,397 千円
- ・その他環境衛生対策 10,332 千円
- ・衛生監視事務所の管理・運営 180,101 千円

(2) 食品衛生に要する経費(食品衛生法等)

120,010 千円

- ・飲食店等の営業許可及び監視指導等 29,552 千円
- ・食中毒対策・HACCP導入支援 33,833 千円
- ・腸管出血性大腸菌感染症対策(O157対策) 3,045 千円
- ・中央卸売市場食品検査 25,432 千円
- ・食肉検査 23,266 千円
- ・牛海綿状脳症対策(BSE対策) 839 千円
- ・検査の信頼性確保対策(GLP対策) 3,666 千円
- ・食品環境汚染物質対策 377 千円

(3) 動物衛生に要する経費(狂犬病予防法等)		171,379 千円
・動物管理センター・ <u>こうべ動物共生センター</u> の運営	61,781 千円	
・飼犬登録及び狂犬病予防注射	69,899 千円	
・動物愛護推進事業	39,699 千円	
2 健康科学研究所費		332,205 千円
行政上の科学的, 技術的な試験検査及び調査研究並びに各種検査に要する経費		
(1) 検査及び庁舎管理費等		309,007 千円
(2) 調査研究		23,198 千円
3 斎園費		789,776 千円
市立斎場・墓園の管理運営及び改修・整備に要する経費		
(1) 斎場の管理運営		146,549 千円
(2) 墓園の管理運営		349,432 千円
(3) 斎場の改修・整備		46,795 千円
(4) 墓園の改修・整備		247,000 千円

第13款 教育費

(項名) 看護大学費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
13 教 育 費	950,956	935,638	15,318	-	-	-	950,956	
9 看 護 大 学 費	950,956	935,638	15,318	-	-	-	950,956	
1 運 営 費	950,956	935,638	15,318	-	-	-	950,956	

1 運営費 950,956 千円

 公立大学法人神戸市看護大学の運営に要する経費 935,956 千円

看護大学による健康問題増加への先行的対策に要する経費 15,000 千円

第15款 諸 支 出 金

(項名) 過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
15 諸 支 出 金	300,000	100,000	200,000	300,000	-	-	-	
2 過 年 度 支 出	300,000	100,000	200,000	300,000	-	-	-	
1 過 年 度 支 出	300,000	100,000	200,000	300,000	-	-	-	

1 過年度支出

国庫支出金等返還金

300,000 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 西神斎場火葬炉更新工事	令和3年度 ～ 令和4年度	429,000	-	386,000	-	43,000	

3 特 別 会 計

[1] 介 護 保 險 事 業 費

(1) 歳 入 歳 出 予 算 一 覧

(単位:千円)

歳 入		金 額	備 考
款	項		
1 保 險 料		37,797	
	1 介 護 保 險 料	37,797	
2 国 庫 支 出 金		62,638	
	2 国 庫 補 助 金	62,638	
3 県 支 出 金		31,286	
	2 県 補 助 金	31,286	
4 支 払 基 金 交 付 金		1,623	
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,623	
5 繰 入 金		31,286	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	31,286	
歳 入 合 計		164,630	

(単位:千円)

歳 出		金 額	備 考
款	項		
3 地 域 支 援 事 業 費		164,630	
	1 地 域 支 援 事 業 費	164,630	
歳 出 合 計		164,630	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 保 險 料	37,797	36,851	946	
1 介 護 保 險 料	37,797	36,851	946	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	37,797	36,851	946	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	37,797	36,851	946	
2 国 庫 支 出 金	62,638	61,055	1,583	
2 国 庫 補 助 金	62,638	61,055	1,583	
1 調 整 交 付 金	67	368	△301	
1 調 整 交 付 金	67	368	△301	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	62,571	60,687	1,884	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	1,504	1,202	302	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	61,067	59,485	1,582	
3 県 支 出 金	31,286	30,493	793	
2 県 補 助 金	31,286	30,493	793	
1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	31,286	30,493	793	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	752	751	1	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	30,534	29,742	792	
4 支 払 基 金 交 付 金	1,623	1,623	-	
1 支 払 基 金 交 付 金	1,623	1,623	-	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	1,623	1,623	-	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	1,623	1,623	-	
5 繰 入 金	31,286	30,498	788	
1 一 般 会 計 繰 入 金	31,286	30,498	788	
2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	31,286	30,498	788	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 繰 入 金	752	754	△2	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 繰 入 金	30,534	29,744	790	
歳 入 合 計	164,630	160,520	4,110	

(3) 歳出予算の説明

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
3 地域支援事業費	164,630	160,520	4,110	93,924	-	39,420	31,286	
1 地域支援事業費	164,630	160,520	4,110	93,924	-	39,420	31,286	
2 一般介護予防事業費	6,014	6,013	1	2,323	-	2,939	752	
3 包括的支援事業等費	158,616	154,507	4,109	91,601	-	36,481	30,534	

2 一般介護予防事業費

オーラルフレイル対策に要する経費

6,014 千円

3 包括的支援事業等費

医療介護サポートセンター運営に要する経費

158,616 千円

4 議 案

第13号議案

公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可の件
公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限の変更を次のように認可する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可
公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限を次のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、認可する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
1 [略]	1 [略]
2 手数料	2 手数料
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
<u>(4) 博士論文の審査 1件につき</u>	
<u>68,400円</u>	

理 由

地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

第20号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(35) [略]</p> <p><u>(36) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査手数料は、次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれに定める額とし、当該営業の許可の有効</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(35) [略]</p> <p><u>(36) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査手数料は、次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれに定める額とし、継続営業の許</u></p>

期間満了に際し引き続き営業の許可を受けようとする場合の許可の申請に対する審査手数料は、それぞれの額に75パーセントを乗じて得た額とする。

ア 飲食店営業

1 件につき 1 万6,000円

イ 調理の機能を有する自動販売

機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

1 件につき 9,600円

ウ 食肉販売業

1 件につき 9,600円

エ 魚介類販売業

1 件につき 9,600円

オ 魚介類競り売り営業

1 件につき 2 万1,000円

カ 集乳業

1 件につき 9,600円

キ 乳処理業

1 件につき 2 万1,000円

ク 特別牛乳搾取処理業

1 件につき 2 万1,000円

ケ 食肉処理業

1 件につき 2 万1,000円

コ 食品の放射線照射業

1 件につき 2 万1,000円

可の申請に対する審査手数料は、それぞれの額に75パーセントを乗じて得た額とする。

ア 飲食店営業

1 件につき 1 万6,000円

イ 喫茶店営業

1 件につき 9,600円

ウ 菓子製造業

1 件につき 1 万4,000円

エ あん類製造業

1 件につき 1 万4,000円

オ アイスクリーム類製造業

1 件につき 1 万4,000円

カ 乳処理業

1 件につき 2 万1,000円

キ 特別牛乳搾取処理業

1 件につき 2 万1,000円

ク 乳製品製造業

1 件につき 2 万1,000円

ケ 集乳業

1 件につき 9,600円

コ 乳類販売業

1 件につき 9,600円

<u>サ 菓子製造業</u>	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>シ アイスクリーム類製造業</u>	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>ス 乳製品製造業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>セ 清涼飲料水製造業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ソ 食肉製品製造業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>タ 水産製品製造業</u>	<u>1 件につき 1 万6,000円</u>
<u>チ 氷雪製造業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ツ 液卵製造業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>テ 食用油脂製造業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ト みそ又はしょうゆ製造業</u>	<u>1 件につき 1 万6,000円</u>
<u>ナ 酒類製造業</u>	<u>1 件につき 1 万6,000円</u>
<u>ニ 豆腐製造業</u>	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>ヌ 納豆製造業</u>	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>ネ 麺類製造業</u>	

<u>サ 食肉処理業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>シ 食肉販売業</u>	<u>1 件につき 9,600円</u>
<u>ス 食肉製品製造業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>セ 魚介類販売業</u>	<u>1 件につき 9,600円</u>
<u>ソ 魚介類競り売営業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>タ 魚肉練り製品製造業</u>	<u>1 件につき 1 万6,000円</u>
<u>チ 食品の冷凍又は冷蔵業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ツ 食品の放射線照射業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>テ 清涼飲料水製造業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ト 乳酸菌飲料製造業</u>	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>ナ 氷雪製造業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ニ 氷雪販売業</u>	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>ヌ 食用油脂製造業</u>	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ネ マーガリン又はショートニン</u>	

1 件につき 1 万4,000円

ノ そうざい製造業

1 件につき 2 万1,000円

ハ 複合型そうざい製造業

1 件につき 2 万1,000円

ヒ 冷凍食品製造業

1 件につき 2 万1,000円

フ 複合型冷凍食品製造業

1 件につき 2 万1,000円

ヘ 漬物製造業

1 件につき 1 万4,000円

ホ 密封包装食品製造業

1 件につき 2 万1,000円

マ 食品の小分け業

1 件につき 1 万4,000円

ミ 添加物製造業

1 件につき 2 万1,000円

(37) [略]

(37の2)農林水産物及び食品の輸出
の促進に関する法律(令和元年法律
第57号)第15条第2項の規定に基づ
く輸出証明書の発行の申請に対す

グ製造業

1 件につき 2 万1,000円

ノ みそ製造業

1 件につき 1 万6,000円

ハ ^{しょう}醤油製造業

1 件につき 1 万6,000円

ヒ ソース類製造業

1 件につき 1 万6,000円

フ 酒類製造業

1 件につき 1 万6,000円

ヘ 豆腐製造業

1 件につき 1 万4,000円

ホ 納豆製造業

1 件につき 1 万4,000円

マ めん類製造業

1 件につき 1 万4,000円

ミ そうざい製造業

1 件につき 2 万1,000円

ム 缶詰又は瓶詰食品製造業

1 件につき 2 万1,000円

メ 添加物製造業

1 件につき 2 万1,000円

(37) [略]

る審査

1 件につき 870円

(37の3) 農林水産物及び食品の輸出
の促進に関する法律第17条第2項
の規定に基づく施設の認定の申請
に対する審査

ア 現地調査を要するもの

1 件につき 2万900円

イ 現地調査を要しないもの

1 件につき 1万400円

(38)～(60の8) [略]

(60の9) 医薬品，医療機器等の品質，
有効性及び安全性の確保等に関す
る法律第14条第13項の規定に基づ
く同条第1項の規定により承認さ
れた事項の一部を変更しようとし
るときの承認の申請に対する審査

1 品目につき 90円

(61)～(158) [略]

第6条 第2条各号に規定する手数料は，それぞれ請求，申請又は検査の際徴収する。ただし，同条第37号の2，第37号の3，第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2，第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては，健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については，申請

(38)～(60の8) [略]

(60の9) 医薬品，医療機器等の品質，
有効性及び安全性の確保等に関す
る法律第14条第9項の規定に基づ
く同条第1項の規定により承認さ
れた事項の一部を変更しようとし
るときの承認の申請に対する審査

1 品目につき 90円

(61)～(158) [略]

第6条 第2条各号に規定する手数料は，それぞれ請求，申請又は検査の際徴収する。ただし，同条第47号に規定する手数料については，検査した日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

があった日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

2～4 [略]

2～4 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条第60号の9の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者が附則第1項第1号に規定する施行の日以後に行う当該営業に相当する食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号に基づく営業(同条第26号及び28号に掲げるものを除く。)の許可を受けようとする場合の許可の申請に対する審査については、第1条の規定による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第36号の当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き営業の許可を受けようとする場合の許可の申請に対する審査手数料として算出した額を当該審査に係る審査手数料として当該許可の申請をする者から徴収する。

理 由

食品衛生法の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。